

鳥取県告示第599号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成22年10月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

東伯都市計画道路1・3・1号東伯淀江線

東伯都市計画道路3・6・1号下大江浦安線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 東伯都市計画道路1・3・1号東伯淀江線

変更する部分

東伯郡琴浦町大字槻下、大字中尾、大字上伊勢、大字浦安、大字下大江、大字三保、大字田越、大字笠見及び大字八橋

(2) 東伯都市計画道路3・6・1号下大江浦安線

追加する部分

東伯郡琴浦町大字下大江、大字三保、大字上伊勢、大字下伊勢及び大字浦安

3 縦覧場所及び意見書の提出場所

鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び琴浦町役場分庁舎建設課（東伯郡琴浦町大字赤碕1142-3）

4 縦覧期間及び意見書の提出期間

平成22年10月12日から同月26日まで